

2023年 10月 12日

苫小牧市

市長 岩倉 博文 様

子どもの「貧困」「教育格差」是正と教職員の「超勤・多忙化」
解消を求め、ゆたかな教育の実現をめざす要請書

連合北海道胆振地域協議会 会長 日 西 和 広

平和運動フォーラム日胆地域協議会 代表 田 畑 明 洋

北海道教職員組合胆振支部 支部長 伊 藤 智

【要請趣旨】

貴職におかれましては、日頃より、道民の生活・福祉・教育の充実・発展のために、ご尽力されていることに深く敬意を表します。

22年12月に文科省が発表した「就学援助実施状況調査」では、要保護・準要保護率は、全国で14.28%（7人に1人）、北海道においては全国で8番目に高い18.02%（5人に1人）となっており、依然として厳しい実態にあります。また、教育現場では給食費・修学旅行費などの私費負担が減少せず、地方交付税措置されている教材費や図書費についても自治体によってその措置に格差が生じています。

道内においては高校生に対し、「BYOD」と称してパソコン等の個人購入を求めたり、個人のスマートフォンのデータ通信量を消費し学習に活用したりするなど、教育費の家庭負担が強要されている問題があります。

学校では、政財界が求める「人材の育成」に向け、授業時数確保を至上命題とし過密化した日課の中で、「点数学力至上主義」にもとづく競争を強いられ、能力主義と同調圧力の中で押しつぶされています。長期欠席や不登校は過去最高の件数となり、いじめや子どもの自死についても小中学生は増加傾向にあります。深刻な状況は変わっておらず、改めて子どもたちの苦悩の深刻さが伺えます。国連子どもの権利委員会からは、再三にわたり、「過度に競争的なシステムを含むストレスの多い学校環境から子どもを解放するための措置を強化する」よう勧告されています。文科省・道教委はそのことを重く受け止め、子どもたちの現実に寄り添った教育政策への転換を打ち出すべきです。

一方、教職員の「働き方改革」は一向にすすまず、超勤の常態化が社会問題化したことで教員のなり手不足、欠員不補充の負の連鎖が生じています。北教組22年9月勤務実態調査では、教職員の5人に1人が「過労死」の危険性があるとされる月80時間以上の超過勤務をしている実態が明らかとなりました。教職員の超勤・多忙化は、子どもたちの教育に悪影響をおよぼすもので、解消は喫緊の課題です。

私たちはこうした状況を克服するために、子ども・地域の現実を見つめ、文科省・道教委がすすめる成果・効率を追求する差別・選別の「教育施策」を分析・検証し、すべての子どもの人権を保障するゆたかな教育の実現をめざしています。ゆたかな教育の実現のためには、道や国に対して「子どもの貧困」解消・「教育格差」是正、教育予算・教育条件整備の拡充、過酷な教職員の勤務実態の抜本的な解消をはかることを求めるなど、諸課題について十分に協議を行い相互理解を深めて参りたいと考えています。

貴職には趣旨をご理解いただき、以下の事項の実現に向け努力されるとともに、関係各機関に対してはたらきかけるようお願い申し上げます。

【全道各市町村への要請事項】

子どもの「貧困」「教育格差」を是正し、教職員の「超勤・多忙化」解消など、ゆたかな教育の実現に向けて、以下の点について、一層のご努力をいただくとともに、文科省や道教委などの関係各機関にはたつきかけるよう要請いたします。

1. 子どもの「貧困」・「教育格差」解消のための教育予算の大幅拡充について

- (1) 義務教育費国庫負担制度の堅持・「2分の1復元」を求めること。
- (2) 高校授業料無償化に対する所得制限や朝鮮学校の授業料無償化適用除外の撤回を求め、給付型奨学金の充実など就学保障のさらなる拡充に努めること。
- (3) しょうがいのあるなしにかかわらず、すべての子どもたちにゆたかな教育を保障するため、教材・図書整備費など教育条件整備に関する教育予算のさらなる拡充・確保に努めること。

2. すべての子どもを主人公としたゆたかな教育について

- (1) 「子どもの権利条例（仮称）」を制定し、憲法・47年制定の「教育基本法」・「子どもの権利条約」の理念が息づく学校、子ども一人ひとりを大切にする民主教育の実現に努めること。
- (2) 「これからの高校づくりに関する指針（改定版）」、「公立高校配置計画」および「特別支援学校配置計画」の撤回・再考を求めること。地元の高校を機械的に統廃合せず、高校を含めた30人以下学級の早期実現、「石狩学区の1学区化」廃止など、ゆたかな高校教育の実現を求めること。
- (3) しょうがい児をはじめ LGBTQ や外国につながる子どもたちなど、多様なインクルーシブ教育に向けた共生・共学の推進に努めること。
- (4) 「学習指導要領」の弾力的な扱いと、学校・教職員の裁量権を最大限尊重した子どもや地域の実態に応じた教育の推進に努めること。
- (5) 「全国学力調査」やそれにもとづく点数に特化した「学力向上策」の中止を求め、序列化・競争を煽ることにつながる「結果公表」に反対するとともに、行き過ぎた事前・事後対策などを強要しないこと。
- (6) ICT機器の活用については、高校での個人購入など地域・家庭間の「教育格差」が生じさせないようにすること。また、子どもの視力低下など健康被害に留意するとともに、活用を強要せず、教職員の主体性・裁量権を保障し、超勤・多忙化につながらないようにすること。
- (7) 懲戒などを背景にした「君が代」起立・斉唱・指導を強制するなど著しい人権侵害は行わないこと。
- (8) 子ども・教職員が安心して学校生活を送り、学ぶことができるよう、引き続き新型コロナウイルス感染症拡大防止に向け環境整備に努めるとともに、学校における「フッ素洗口」の中止および、洗口する・しないの子どもたちの選択権を守ること。

3. 教職員の長時間労働の是正について

- (1) 「過労死レベル」にある教職員の長時間労働是正に向け、「給特法・条例」の廃止・抜本的見直し、教職員一人当たりの持ち時数減、抜本的定数改善などの対策を早急に講じること。
- (2) 教職員の超勤解消および北海道の子どもたちの学びの環境を整えるため、道独自の教職員定数増をはじめとする予算措置を行うこと。
- (3) 部活動を社会教育に移行するよう努力すること。当面、部活動過熱化防止策をすべての学校で徹底すること。
- (4) 「研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励」については、研修の強制や教員の多忙化、負担増につながらないようにすること。

4. 子ども・保護者・地域の声を聞いた教育施策策定および、政治的中立性・継続性・安定性を確保した民主的な教育委員会を維持・実現すること。

【胆振管内各市町への要請事項】

胆振管内の子どもたちが安心・安全な中で、仲間・地域・教職員とともに、成就感や多様性への理解を育むゆたかな「学び」を深め、人格の完成がはかられるよう、以下の点について要請いたします。

1. 感染症対策を講じながら、日々、子どもたちの学びを支えている学校現場より

- (1) 感染拡大の防止対策として、「フッ化物洗口」は中止の措置がとられてきていました。これを機に、感染拡大の危険が伴う学校内での「フッ化物洗口」の実施から、希望する児童生徒は歯科医院での塗布や、薬剤師（薬局）から洗口液をもらって家庭で行うといった方法への切り替えなどの検討を求めます。

2. 子どもの「貧困」対策や「教育格差」を生じさせないために

- (1) 就学援助制度の対象者や費目の拡充をお願いします。「PTA 会費」「生徒会費」「クラブ活動費」「アルバム代補助」の追加に加え、「オンライン学習通信費」も可能となったところです。また、新入学学用品費を、2月3月に支給するようになった自治体も増えてきています。検討を求めます。
- (2) 文科省のGIGAスクール構想がすすみ、一人一台の端末が整備されたところです。家庭での活用の際には、通信環境に差が生じないような手立てを、保護者負担ではない方法での対応策を求めます。

3. インクルーシブ教育の推進について

- (1) しょうがいのあるなしで「分離・別学」をすすめるのではなく、みんなが普通教室で共に学ぶことを基本とし、誰もが安心・安全に過ごせる学校施設や教育環境の充実を求めます。そのためにも、合理的配慮やユニバーサルデザインへの変更などに対応できる予算措置や予算拡充が必要です。
また、合理的配慮としての教職員加配や介助員など必要不可欠な人的配置をすすめ、誰もが心から安心して学べる【共生・共学の推進】を求めます。

4. 教職員の超勤多忙化解消にむけて

- (1) 現在、方法や機器等の違いはあるものの、各校で教職員の出退勤管理が行われるようになり、各自治体では時間外在校等時間の状況を公表しています。しかしながら、現場は多忙を極め、休憩時間も満足にとれずにいます。文科省は、勤務時間終了後の残業時間だけでなく、業務に携わった時間のすべてを記録・把握することとしています。精確な勤務実態記録は、超勤多忙化解消策や法整備をすすめるためにも、また、教職員の健康管理の上でも大切なデータとなっていきます。各市町立学校の出退勤管理が、勤務実態を精確に記録・把握できるよう、記録方法の改善、時短ハラスメントや虚偽報告をしないなど、現場への指導と周知を求めます。（持ち帰りの業務は時間外在校等時間ではないものの、実態がある場合に把握することとなっています）
- (2) 持ち授業時数の削減や、教職員定数改善が遅々としてすすまない現状にあります。国が標準時数を大幅に削減することが、もち授業時数の削減に直結します。国への強力なはたらきかけを進めるよう求めます。
- (3) 部活動は、給特法の規定によって、時間外勤務を命じることができない業務であるにもかかわらず、ほとんどの部活動が勤務時間外に行われています。そのため部活動は、中学校における時間外勤務の主因となっています。しかも、教職員が勤務時間外に部活動業務に従事しても、時間外勤務手当は支給されません。部活動の設置・運営は法令上の義務ではないので、部活動を学校から切り離すことで、違法とも言える実態を解消する必要があります。休日だけではなく、平日も含めて、早急に部活動を地域へ移行することを強く求めます。

以上